

## 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領改正案新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第2章 小売販売業の許可</p> <p>第一 小売販売業の許可（法第22条乃至第24条関係）</p> <p>1 許可の基準</p> <p>小売販売業の許可の申請が次の基準の一に該当するときは、許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第23条第三号、規則第20条関係 ～ (略)</p> <p>自動販売機の設置場所が不適当な場合</p> <p><u>次のイ又はロに該当する場合。なお、イ又はロに該当しない場合であっても、未成年者喫煙防止の観点から明らかに自動販売機の十分な管理・監督が期し難いと認められるときは許可をしないこと。</u></p> <p>イ <u>一般小売販売業の許可申請</u></p> <p><u>自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所である場合。</u></p> <p>この場合の「店舗に併設」とは、<u>自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう。</u></p> <p>なお、「店舗」とは、原則として製造たばこの販売を対面で行う施設をいう。ただし、他の商品販売（サービスの提供を含む。）を対面で行う施設についても、店舗とみなし、住宅、事務所、倉庫、工場、自動販売機コーナー等販売を対面で行うことが確認できない施設は店舗とはみなさない。</p>	<p>第2章 小売販売業の許可</p> <p>第一 小売販売業の許可（法第22条乃至第24条関係）</p> <p>1 許可の基準</p> <p>小売販売業の許可の申請が次の基準の一に該当するときは、許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第23条第三号、規則第20条関係 ～ (略)</p> <p>自動販売機の設置場所が不適当な場合</p> <p><u>自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等、製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所である場合。</u></p> <p>この場合の「店舗に併設」とは、<u>自動販売機が、店舗内に設置されている状態又は店舗外に設置されている場合であって店舗内の従業員のいる場所から自動販売機及び自動販売機の利用者を直接かつ容易に視認できる場所に店舗と接して設置されている状態をいう。</u></p> <p>なお、「店舗」とは、原則として製造たばこの販売を対面で行う施設をいう。ただし、他の商品販売（サービスの提供を含む。）を対面で行う施設についても、店舗とみなし、住宅、事務所、倉庫、工場、自動販売機コーナー等販売を対面で行うことが確認できない施設は店舗とはみなさない。</p>

改 正 案	現 行
<p>□ <u>特定小売販売業の許可申請</u>  <u>自動販売機の設置場所が、施設の従業員又は管理者等未成年者喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場所である場合。</u>  <u>ただし、工場、事務所その他自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内の場所を予定営業所とする許可申請である場合にはこの限りでない。</u></p> <p>第三 出張販売の許可（法第 26 条関係）</p> <p>1 許可の基準</p> <p>出張販売の許可の申請については、申請者が現に小売販売業を営んでいる者であって、申請に係る出張販売場所の使用権を有し、かつ、当該出張販売場所が次の各号の一に該当する場所である場合に許可をする。</p> <p><u>ただし、当該出張販売場所が、小売業を営むための店舗である場合及び自動販売機の設置場所が、施設の従業員又は管理者等未成年者喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場所その他未成年者喫煙防止の観点から明らかに十分な管理・監督が期し難いと認められる場所である場合はこの限りでない。（工場、事務所その他自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内の場所を出張販売場所とする場合を除く。）</u></p> <p>(1) 劇場、旅館、飲食店、駅、事務所その他これらに準ずる閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所</p> <p>(2) 観光公園その他の観光施設内の、専ら当該観光施設の利用者が利用すると認められる場所</p>	<p>第三 出張販売の許可（法第 26 条関係）</p> <p>1 許可の基準</p> <p>出張販売の許可の申請については、申請者が現に小売販売業を営んでいる者であって、申請に係る出張販売場所の使用権を有し、かつ、当該出張販売場所が次の各号の一に該当する場所である場合に許可をする。</p> <p><u>ただし、当該出張販売場所が、未成年者喫煙防止の観点から著しく不適当な場所であると認められる場合及び小売業を営むための店舗である場合はこの限りでない。</u></p> <p>(1) 劇場、旅館、飲食店、駅、事務所その他これらに準ずる閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所</p> <p>(2) 観光公園その他の観光施設内の、専ら当該観光施設の利用者が利用すると認められる場所</p>

改 正 案	現 行
<p>(3) 海水浴場、祭礼の場所等季節的又は一時的に人の集まる場所</p> <p>(4) 削除</p> <p>第四 許可の可否の判定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可の条件又は期限</p> <p>(1) 許可の条件</p> <p><u>製造たばこ小売販売業の許可、営業所移転の許可及び出張販売の許可に際しては、全て、次の、の区分に応じ、各々に掲げる条件を付す。</u></p> <p>一般小売販売業及び営業所移転の許可( の場合を除く。)</p> <p>「自動販売機を設置する場合には、店舗に併設すること。また、自動販売機を道路等自己の使用の権利のない場所に設置しないこと。」</p> <p>この場合の「店舗に併設」とは、<u>自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう。</u></p> <p>特定小売販売業及び出張販売の許可( 下記イ及びロについては、第三1(3)に規定する場所において行う出張販売の許可の場合を除き、<u>八については予定営業所又は出張販売場所が工場、事務所その他自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内である場合を除く。)</u></p> <p>イ 「たばこの売場は<u>施設内</u>に向けて設置し、看板等をその施設外に掲出しないこと。」</p>	<p>(3) 海水浴場、祭礼の場所等季節的又は一時的に人の集まる場所</p> <p>(4) <u>山間地等消費者の購買の利便上製造たばこの売場の配置が特に必要と認められる場所</u></p> <p>第四 許可の可否の判定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可の条件又は期限</p> <p>(1) 許可の条件</p> <p>一般小売販売業及び営業所移転の許可( の場合を除く。)</p> <p>「自動販売機を設置する場合には、店舗に併設すること。また、自動販売機を道路等自己の使用の権利のない場所に設置しないこと。」</p> <p>この場合の「店舗に併設」とは、<u>自動販売機が、店舗内に設置されている状態又は店舗外に設置されている場合であって店舗内の従業員のいる場所から自動販売機及び自動販売機の利用者を直接かつ容易に視認できる場所に店舗と接して設置されている状態をいう。</u></p> <p>特定小売販売業及び第三 1(1)に規定する場所において行う出張販売の許可</p> <p>イ 「たばこの売場は<u>建物内</u>に向けて設置し、看板等をその施設外に掲出しないこと。」</p>

改 正 案	現 行
<p>ロ 「<u>施設内</u>に喫煙設備を設けること。」</p> <p>ハ 「<u>自動販売機を設置する場合には、施設の従業員又は管理者等未成年者喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認可能な場所に設置すること。</u>」</p>	<p>ロ 「<u>店舗内</u>に喫煙設備を設けること。」</p>